

1. 計画の背景

生活環境の改善や医学の進歩により、日本人の平均寿命は年々延伸し、令和3年には、男性81.47歳、女性87.57歳となっていますが、生活習慣病やその重症化などにより要介護状態となる人が増加しています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人と人とのつながりの希薄化やコミュニティの弱体化などがもたらされ、健康格差はさらなる拡大を見せています。

このような状況下において、健康寿命（健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間）を延ばすことは、個々人のQOL（生活の質）を高めるばかりでなく、社会保障制度の持続可能性を高めるためにも喫緊の課題となっています。

国は、21世紀において全ての国民の健康づくりや疾病予防を積極的に推進するため、平成12年に国民健康づくり運動として「健康日本21」を開始しました。

令和5年度には「健康日本21（第三次）」（計画期間：令和6年度～令和17年度）を策定し、個人の行動と健康状態の改善に加え、個人をとりまく社会環境の整備やその質の向上を通して、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小を最終的な目標として掲げています。

この目標を達成し、人が健康で心豊かな生活を送るためには、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食えることやそれを支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、平成17年に食育基本法（平成17年法律第63号）を制定し、その総合的、計画的推進のため平成18年に第1次食育推進基本計画を策定しました。

令和2年度には、第4次食育推進基本計画（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定し、①生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進、②持続可能な食を支える食育の推進、③「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進に重点をおいた取組を行うこととしています。

さらに、健康寿命を延ばすためには、こころの健康を保つことが必要です。

我が国の自殺者数は、平成10年から平成23年までの間、3万人を超える水準で推移してきました。近年では、およそ2万人程度にまで減少してきていますが、先進諸国の水準との比較では、未だに高い水準にあります。国は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺対策を総合的に推進するために、平成18年に自殺対策基本法を制定し、平成28年の改正で、都道府県及び市町村へ自殺対策計画を策定することを求めました。

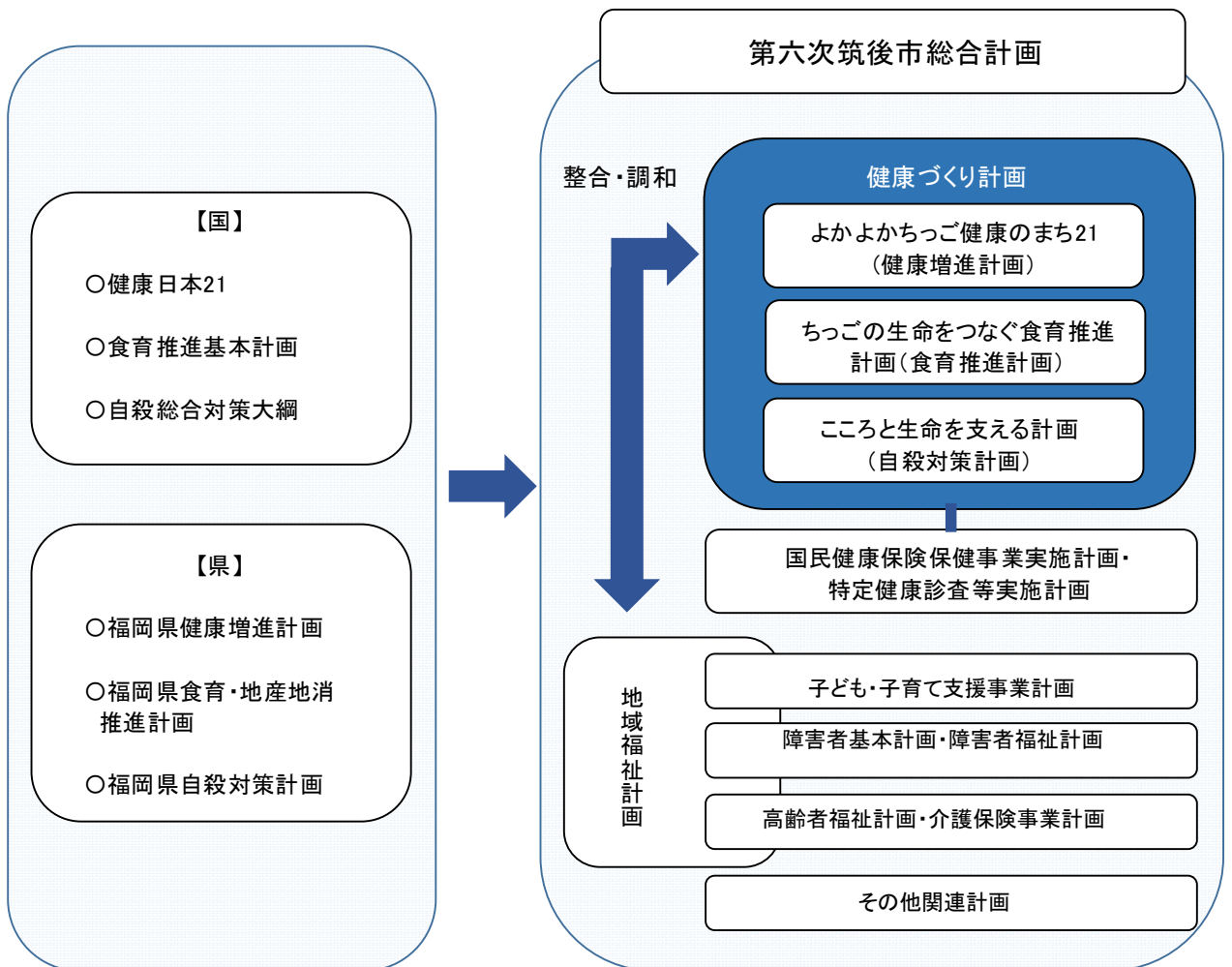
令和4年10月に策定された「自殺総合対策大綱」では、これまでの地域自殺対策の取組強化に加え、「子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化」「女性に対する支援の強化」「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」などを追加し、重点的に推進することとしています。

本計画は、これらの状況を踏まえ、関連の深い健康増進計画、食育推進計画及び自殺対策計画を一体的に策定し、包括的、効果的な取組を進めるとともに、市民に分かりやすく伝えていくことを目指すものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」、食育基本法第18条第1項に基づく「市町村食育推進計画」及び自殺対策基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として位置づけ、一体的に策定する計画となります。

国・県計画との整合性を図るとともに、上位計画となる「第六次筑後市総合計画」をはじめ、市の各種関連計画との整合・調和を図ります。



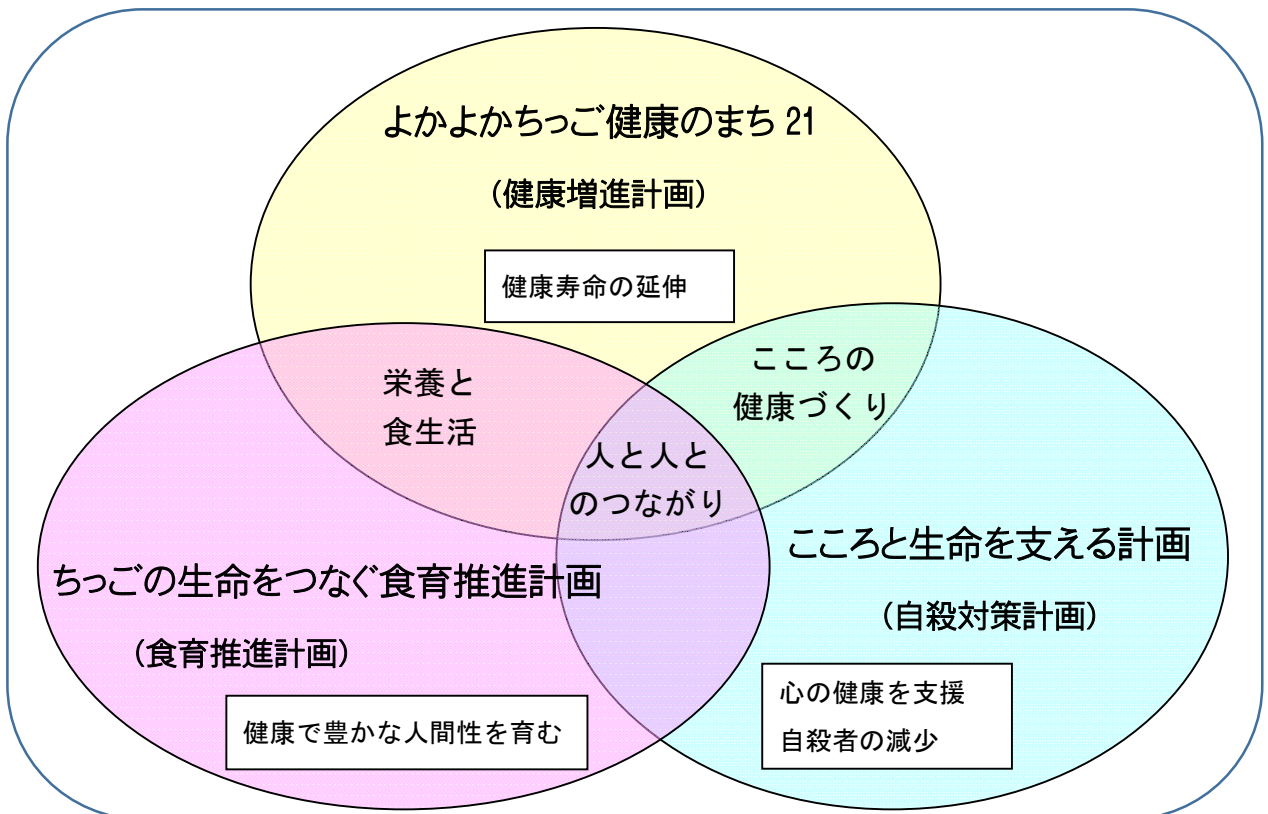
3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から10年度までの5年間とします。計画の実施状況と進行管理については毎年度点検・評価を行い、課題の分析を行います。

	H30	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
よかよかちっこ健康のまち21 (健康増進計画)			第2次計画 (H26~R5)					第3次計画 (R6~R10)				
ちっごの生命をつなぐ食育推進計画(食育推進計画)		第3次計画 (H30~R4)			延長		第4次計画 (R6~R10)					
こころと生命を支える計画 (自殺対策計画)			第1次計画 (R2~R5)				第2次計画 (R6~R10)					

4. 計画の全体イメージ

健康づくりと食育、自殺対策は関連が深く、これらを包括的・効果的に進めるとともに、市民に分かりやすく伝えていくため、これまで個別に策定していた本市の「健康増進計画」「食育推進計画」「自殺対策計画」を一体化して策定しました。



5. 計画の策定体制

(1) 「健康・食育に関するアンケート」・「果物と減塩に関するアンケート」の実施

本計画の策定に先立ち、市民の健康づくりや食育に関する意識や実態を把握するため、令和5年5月に「筑後市健康・食育に関するアンケート」を実施しました。(市内在住の20歳以上79歳未満の市民1,992人を対象 有効回収数657票 有効回収率33.0%)また、果物の摂取状況と減塩の意識や実践度を把握するため、令和5年8月に「果物と減塩に関するアンケート」を実施しました。(市内在住の20歳以上79歳未満の市民472人を対象)

(2) 「健康なまちづくり推進協議会」・「ちっごの生命をつなぐ食育運動推進会議」での協議

本計画の策定にあたっては、市民や関係機関・団体の代表で構成する「健康なまちづくり推進協議会」・「ちっごの生命をつなぐ食育運動推進会議」で、計画素案等の協議を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

令和6年1月11日～令和6年2月9日の期間、計画素案を市民に公表し、意見の募集を行いました。

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略で平成27年に国連サミットで採択された、持続可能な社会を実現するための国際目標で、平成28年から令和12年までの15年間の取組期間です。

SDGsの17ゴール（目標）・169ターゲット（達成基準）の達成に向けて、誰一人取り残さないためのさまざまな取組が進められています。

本計画においても、SDGsのゴールのうち、「1 貧困をなくそう」・「2 飢餓をゼロに」・「3 すべての人に健康と福祉を」・「8 働きがいも経済成長も」・「10 人や国の不平等をなくそう」・「12 つくる責任 つかう責任」の6の目標を念頭に、市民・地域・行政がともに協力し、全ての市民の健康づくりを進め、持続可能で誰一人取り残さないまちの実現を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

